

医療法人社団菅病院

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人社団菅病院が通所リハビリテーション施設（以下「施設」という。）にて行う指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の理学療法士その他の従業者（以下「理学療法士等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師（以下「主治医」）が指定通所リハビリテーションの必要を認めた高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条
- 1 施設の理学療法士等は、要介護者又は要支援者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
 - 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 医療法人社団菅病院
- 2 所在地 岡山県井原市井原町124番地（4階）

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 施設に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、施設の従業者の管理及び通所リハビリテーションの利用の申込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 2 理学療法士等

医師	1名（常勤・専任）
理学療法士	1名以上（常勤・専従）
介護職員	2名以上（常勤・専従）

理学療法士等は、通所リハビリテーション計画書を作成し、利用者又はその家族に説明する。理学療法士等は、指定通所リハビリテーションの提供に当たる。

（ 営業日及び営業時間 ）

第 5 条 施設の営業日及び営業時間は、原則として、12 月 30 日～1 月 3 日と国民の祝日を除く、月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日の午前 9 時～午後 5 時とする。また、営業時間外であっても、電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制をとる。

（ 利用定員 ）

第 6 条 施設の利用定員は、20 名とする。

（ 通所リハビリテーションの内容 ）

第 7 条 通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- 1 送迎
- 2 健康チェック
- 3 入浴
- 4 リハビリテーション
- 5 物理療法
- 6 日常生活動作訓練（食事動作、入浴動作等を含む）
- 7 レクリエーション
- 8 その他

（ 利用料等 ）

第 8 条 1 通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その 1 割、2 割または 3 割の額とする。

2 前項に掲げるもののほか次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

一 利用者の選択・希望により、次条に定める通常の実施地域以外に居住する利用者に対して送迎を行った場合。

- | | |
|-----------------------|-------|
| ・実施地域を超えて 10 km まで | 200 円 |
| ・ 10 km を超えて 20 km まで | 400 円 |

二 食費 600 円

三 おむつ代 パット 70 円 はくパンツ 200 円

（ 通常の事業の実施地域 ）

第 9 条 通常の事業の実施地域は、旧井原市・井原市芳井町梶江、築瀬、与井、吉井の区域とする。

（内容及び手続きの説明及び同意）

第 10 条 通所リハビリテーションの提供の開始に際しては、あらかじめ利用申込者またはその家族にたいして、運営規定の内容を基に作成された重要事項説明書を交付、説明を行い、契約書を交わし当該事業のサービス提供開始の同意を得る事とする。

(緊急時における対応方法)

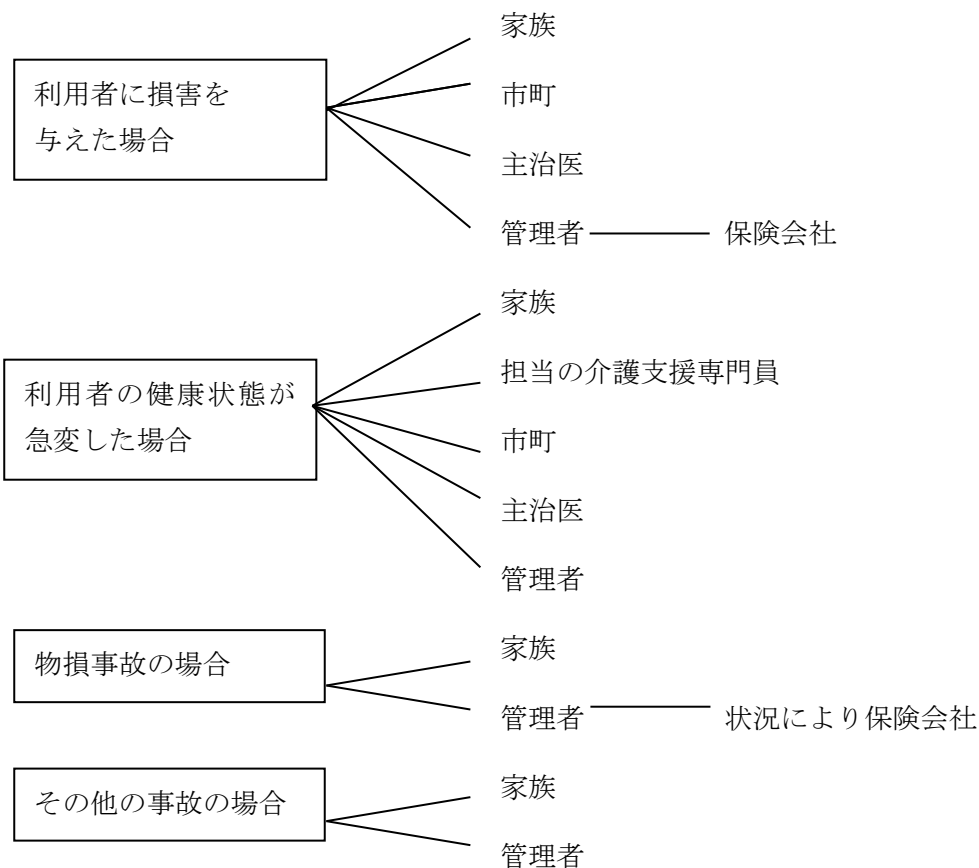
- 第 1 1 条 1 理学療法士等は、通所リハビリテーションを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2 理学療法士等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。
- 3 理学療法士等は、家族等緊急連絡先として定められた者に連絡をとることとする。

(事故発生時の対応方法)

第 1 2 条

- 1 通所リハビリテーション事業所は利用者に対する通所リハビリテーションサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、サービス事業者、市町等に連絡を行うとともに管理者に報告し、必要な措置を講じる。

2



（ 非常災害対策 ）

第 1 3 条 非常時・災害時の対策としては建物を所有する菅病院と協力し避難・初期消火を実施する。また、予防訓練に参加する。

（苦情処理について）

- 第 1 4 条
- 1 本人又は家族などからの苦情問い合わせについては窓口を設置し 24 時間体制での応対を行い、速やかに対処できる体制をとる。
 - 2 提供するサービスに関し、市町からの文書の提出・提示の求め、質問・照会に対して協力を行い、指導助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。
 - 3 サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

（損害賠償について）

第 1 5 条 事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償する。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではない。

（ 秘密保持 ）

- 第 1 6 条 秘密保持に関しては以下の通りとする。
- 1 従業者は業務上知り得た、利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

（記録の整備）

第 1 7 条 事業者は利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間適切に保管する。

（揭示）

第 1 8 条 施設内に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

第 1 9 条 居宅支援事業者やその従事者からの要介護被保険者の紹介を受けた際にその対償として、金品その他の財産上の利益の供与は行わない。また見学や利用依頼などに伴い居宅介護支援事業やその従事者に紹介を行うことの対償として金品その他の財産上の利益を収受しない。

（会計の区分）

第 2 0 条 サービスの事業の会計を、その他の事業の会計と区分する。

(地域との連携)

第21条 運営に当たって、地域住民または住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

(勤務体制の確保等)

第22条 従業者等の質的向上を図るため、採用時研修として採用後1ヶ月以内の、また継続研修として年2回の研修の機会を設け、利用者に対して適切なサービス提供ができる業務体制を整備する。

(サービス利用に関する留意事項)

第23条 利用者及び家族は以下に掲げる項目において留意することとする。

- 一 金銭、貴重品の持参
- 二 当施設の備品の利用に際しては清潔保持、整理整頓に心がけ大切に使用すること
- 三 食べ物、飲み物の持ち込み
- 四 削除

(サービス利用に関する禁止事項)

第24条 利用者及び家族は以下に掲げる項目において禁止事項として定める。

- 一 外出
- 二 指定した場所以外での火気の使用
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること
- 四 営利目的の行為
- 五 宗教の勧誘
- 六 特定の政治活動
- 七 敷地内での喫煙

(人権擁護・高齢者虐待の防止のための措置)

第25条 高齢者虐待防止法に基づき、利用者の人権擁護・高齢者虐待の防止に関する委員会設置、指針を整備及び研修の開催、以上の点を適切に行うため、担当者を置く。

(衛生管理等)

第26条 感染症予防に必要な措置を取り、常に衛生的な管理に努める。

- 一 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置する。
- 二 感染症予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 三 定期的な研修及び訓練を行う。
- 四 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。

(事業継続計画等)

第27条 感染症や非常災害の発生時においてサービスの継続的提供を実施するために業務継続計画を策定し、実施する。

この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団菅病院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成14年10月1日から施行する。

平成14年6月20日 改定
平成14年7月 1日 改定
平成15年3月 1日 改定
平成15年4月21日 改定
平成15年10月28日 改定
平成16年4月 1日 改定
平成17年4月 1日 改定
平成17年10月1日 改定
平成18年6月1日 改定
平成19年12月31日 改定
平成21年9月1日 改定
平成27年4月1日 改定
令和1年10月1日 改定
令和3年4月1日 改定
令和5年4月1日 改定
令和6年6月1日 改定